

石垣市立幼稚園3歳児及び4歳児学級編制要項

平成24年1月26日 教育長決裁
改正 平成27年10月19日 教育長決裁

この要項は、石垣市立幼稚園管理規則第3条第3項の規定により、3歳児及び4歳児学級編制の基本的事項を定める。

- 1 実施園は、受け入れ可能な幼稚園を対象とする。
- 2 原則として3歳児及び4歳児学級は単式学級とする。
 - (1) 定員を超えた場合は、抽選による方法で入園児を決定する。
抽選の方法は、別に定める。
- 3 学級編制にあたり、1学級あたりの園児数は概ね10名以上とする。
- 4 学級編制の基準日は、学年始業日の5日前とする。
- 5 実施園は、施設・設備に大規模な改修を伴わない幼稚園とする。

附 則

この要項は、決裁の日から施行する。